

中国専利法 現行法と改正内容対照表 (仮訳)

・ 赤色・・・現行規定から改正された内容

現行規定	改正内容
<p>第二条</p> <p>本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術案を指す。</p> <p>意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。</p>	<p>第二条</p> <p>本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術案を指す。</p> <p>意匠とは、製品の全体または部分的な形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。</p>
<p>第六条</p> <p>所属事業体の職務を遂行するため又は主として所属事業体の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造である。職務発明創造の専利出願をする権利は当該事業体に帰属し、出願が認可された場合は当該事業体が専利権者となる。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願をする権利は発明者又は設計者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は設計者が専利権者となる。</p> <p>所属事業体の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造に関し、事業体と発明者又は設計者とが契約を結び、専利出願をする権利及び専利権の帰属について定めを行った場合は、その定めによる。</p>	<p>第六条</p> <p>所属事業体の職務を遂行するため又は主として所属事業体の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造である。職務発明創造の専利出願をする権利は当該事業体に帰属し、出願が認可された場合は、当該事業体が専利権者となる。当該事業体は、法に基づき職務発明創造の専利出願をする権利と専利権に対し処置することができ、関連発明創造の実施と運用を促進する。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願をする権利は発明者又は設計者に帰属し、出願が許可された場合は当該発明者又は設計者が専利権者となる。</p> <p>所属事業体の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造に関し、事業体と発明者又は設計者とが契約を結び、専利出願をする権利及び専利権の帰属について定めを行った場合は、その定めによる。</p>
<p>第十四条</p>	<p>第四十九条へ移動</p>

<p>国有企業事業体の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、國務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は國務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された事業体を実施を許可することができる。実施事業体は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>	
<p>第十六条</p> <p>専利権を付与された事業体は、職務発明創造の発明者又は設計者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は設計者に合理的な報酬を与える。</p>	<p>第十六条を第十五条へ変更し、第二款を追加</p> <p>第十五条</p> <p>専利権を付与された事業体は、職務発明創造の発明者又は設計者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は設計者に合理的な報酬を与える。</p> <p>国は、専利権を付与された事業体に対し、財産権の激励を行い、株権、オプション、賞与などの方式を採用して、発明者あるいは設計者が合理的に革新による収益を共有できるように奨励する。</p>
	<p>一条新設し、第二十条とする</p> <p>第二十条</p> <p>専利出願をすることと専利権の行使は、誠実信用の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的權益を損害してはならない。</p> <p>専利権を濫用し、競争を排除または制限し、独占的行為を構成する場合、「中華人民共和國独占禁止法」に基づいて処理される。</p>
<p>第二十一条</p> <p>國務院専利行政部門及び専利復審委員会は、客観性と公</p>	<p>第二十一条第一款の「及び専利復審委員会」を削除</p>

<p>正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第二十一条</p> <p>国務院専利行政部門及び専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>第二款を次のように改正</p> <p>国務院専利行政部門は専利情報公共サービスシステムの構築を強化し、完全かつ正確に、適時専利情報を発表し、専利基礎データを提供し、公報を定期的に発行し、専利情報の伝達と利用を促進しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>
<p>第二十四条</p> <p>専利出願する発明創造について、出願日前6カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(二) 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(三) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。</p>	<p>第二十四条に一項新設し、第一項とする</p> <p>第二十四条</p> <p>専利出願する発明創造について、出願日前6カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(一) 国が緊急事態又は非常事態の状況下において、公共の利益のために初めて公開された場合。</p> <p>(二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(三) 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(四) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。</p>
<p>第二十五条</p> <p>以下に掲げる各号には専利権を付与しない。</p>	<p>第二十五条第一款第五項を次のように改正</p>

<p>(一) 科学上の発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(四) 動物と植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計</p> <p>前款第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>第二十五条</p> <p>以下に掲げる各号には専利権を付与しない。</p> <p>(一) 科学上の発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(四) 動物と植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換の方法及び原子核変換の方法を用いて取得した物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計</p> <p>前款第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>
<p>第二十九条</p> <p>出願人が発明又は実用新案を外国において初めて専利出願した日から12か月以内、又は意匠を外国において初めて専利出願した日から6か月以内に、中国で同一の主題について再度専利出願する場合、当該外国が中国と締結した約定若しくは共に締結した国際条約、又は優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を得ることができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国において初めて専利出願した日から12か月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願する場合、優先権を得ることができる。</p>	<p>第二十九条第二款を次のように改正</p> <p>第二十九条</p> <p>出願人が発明又は実用新案を外国において初めて専利出願した日から12か月以内、又は意匠を外国において初めて専利出願した日から6か月以内に、中国で同一の主題について再度専利出願する場合、当該外国が中国と締結した約定若しくは共に締結した国際条約、又は優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を得ることができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国において初めて専利出願した日から12か月以内、又は意匠を中国において初めて専利出願した日から6か月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願する場合、優先権を得ることができる。</p>
<p>第三十条</p> <p>出願人は優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、かつ3か月以内に最初に提出した専利出願書類の副</p>	<p>第三十条を次のように改正</p> <p>第三十条</p>

<p>本を提出しなければならない。書面で声明を出さない、又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p>	<p>出願人は発明専利、実用新案専利の優先権を主張する場合、出願時に書面により声明を提出し、かつ、初めて出願した日から16か月以内に最初に提出した専利出願文書の副本を提出しなければならない。</p> <p>出願人は意匠の優先権を主張する場合、出願の際に書面により声明を提出し、3ヶ月以内に最初に出願した専利出願書類の副本を提出しなければならない。</p> <p>出願人が書面により声明を提出していない場合又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出していない場合は、優先権を主張していないものとみなされる。</p>
<p>第四十一条</p> <p>国务院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国务院専利行政部門の出願拒絶の決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に、専利復審委員会に復審を請求することができる。専利復審委員会は復審後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。</p> <p>専利出願人は専利復審委員会の復審決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>第四十一条を次のように改正</p> <p>第四十一条</p> <p>国务院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国务院専利行政部門の出願拒絶の決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に、国务院専利行政部門に復審を請求することができる。国务院専利行政部門は復審後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。</p> <p>専利出願人は国务院専利行政部門の復審決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第四十二条</p> <p>発明専利権の期限は20年とし、実用新案権及び意匠権の期限は10年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第四十二条を次のように改正</p> <p>第四十二条</p> <p>発明専利権の期限は20年とし、実用新案権の期限は10年、意匠権の期限は15年とする。いずれも出願日から起算する。</p> <p>発明専利出願日から満4年が経過し、かつ、実体審査請</p>

	<p>求日から満3年経過後に専利権を付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の要求に応じて、専利の授権過程における不合理な遅延について専利権の期間の補填を与えることができるが、出願人による不合理な遅延は除外される。</p> <p>新薬の販売審査・評価承認にかかる時間への補填として、中国で販売許可を得た新薬の発明専利に対して、国務院専利行政部門は専利権者の要求に応じ、専利権の期間の補填を与えることができる。補填期間は5年を超えてはならず、新薬販売後の有効専利権期間の合計は14年を超えてはならない。</p>
<p>第四十五条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる事業者又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる。</p>	<p>第四十五条の「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に改正</p> <p>第四十五条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる事業者又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は国務院専利行政部門に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる。</p>
<p>第四十六条</p> <p>専利復審委員会は専利権無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知する。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登録及び公告を行う。</p> <p>専利復審委員会の専利権無効宣告又は専利権維持の決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者と</p>	<p>第四十六条の「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に改正</p> <p>第四十六条</p> <p>国務院専利行政部門は専利権無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知する。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登録及び公告を行う。</p> <p>国務院専利行政部門の専利権無効宣告又は専利権維持</p>

<p>して訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>の決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3 か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>
<p>第六章 専利実施の強制許諾</p>	<p>第六章の章名を「専利実施の特別許諾」へ改正</p> <p>第六章 専利実施の特別許諾</p>
	<p>一条新設し、第四十八条とする</p> <p>第四十八条</p> <p>国务院専利行政部門、地方人民政府専利業務管理部門は、同級の関連部門と共に措置を講じて、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。</p>
<p>(第十四条からの移動)</p>	<p>第十四条を第四十九条とする</p> <p>第四十九条</p> <p>国有企業事業体の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国务院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国务院の認可を受け、認可された範囲内での普及・応用を決定し、指定された事業体に実施を許可することができ、実施事業体は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>
	<p>一条新設し、第五十条とする</p> <p>第五十条</p> <p>専利権者が、自発的に書面により国务院専利行政部門に、いずれの事業体又は個人に対してもその専利権を実施できるよう許諾すると声明し、且つ許諾使用料の支払い方</p>

	<p>式及び基準を明確にした場合、国务院專利行政部門はそれを公告し、開放許諾を実施する。實用新案專利、意匠專利について開放許諾声明を提出する場合は、專利權の評価報告書を提供しなければならない。</p> <p>專利權者は開放許諾声明を撤回する場合、書面により提出しなければならない。且つ国务院專利行政部門により公告しなければならない。開放許諾声明の撤回が公告されても、先に与えられた開放許諾の有効性には影響しない。</p>
	<p>一条新設し、第五十一条とする</p> <p>第五十一条</p> <p>いずれの事業体又は個人に開放許諾された專利を実施する願望がある場合、書面により專利權者に通知し、公告された許諾使用料の支払い方式及び基準に従って許諾使用料を納付することで、專利実施の許諾を得ることができる。</p> <p>開放許諾の実施期間、專利權者には納付している專利年金に対し減免が与えられる。</p> <p>開放許諾を実施する專利權者は被許諾者と許諾使用料について協議をした後に、通常許諾を与えるが、当該專利に対して独占的又は排他的許諾を与えてはならない。</p>
	<p>一条新設し、第五十二条とする</p> <p>第五十二条</p> <p>当事者は開放許諾において紛争が発生した場合、当事者よる協議で解決する。協議を望まない或いは協議が成立しない場合は、国务院專利行政部門へ調停を請求することができ、人民法院に提訴することもできる。</p>
第六十一条	第六十一条を第六十六条に変更し、次のように改正

<p>専利権侵害の紛争が新製品の製造方法専利に係る場合、同様の製品を製造する事業者又は個人は、当該製品の製造方法が専利方法と異なる証明を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害の紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権侵害の紛争を審議し、処理するための証拠とするために、専利権者又は利害関係者に対し、國務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について調査、分析及び評価を行って作成した専利権評価報告書を提出するよう求めることができる。</p>	<p>第六十六条</p> <p>専利権侵害の紛争が新製品の製造方法専利に係る場合、同様の製品を製造する事業者又は個人は、当該製品の製造方法が専利方法と異なる証明を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害の紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権侵害の紛争を審議し、処理するための証拠とするために、専利権者又は利害関係者に対し、國務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について調査、分析及び評価を行って作成した専利権評価報告書を提出するよう求めることができる。専利権者、利害関係者、或いは訴えられた侵害者は、自発的に専利権評価報告書を提出することもできる。</p>
<p>第六十三条</p> <p>専利を模倣した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利業務管理部門が是正を命じると共に公告を行い、違法所得を没収し、且つ違法所得の4倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合には、20万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十三条を第六十八条に変更し、次のように改正</p> <p>第六十八条</p> <p>専利を模倣した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利法執行部門が是正を命じると共に公告を行い、違法所得を没収し、且つ違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合には、25万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第六十四条</p> <p>専利業務管理部門は、すでに取得した証拠に基づき専利模倣の疑いのある行為を取り調べ、処分を行うにあたり、関連当事者を尋問し、違法被疑行為に関連する状況を調査し、当事者が違法被疑行為に関わった場所において現場検証を行い、違法被疑行為に係る契約書、領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧し、複製することができる。また、</p>	<p>第六十四条を第六十九条に変更し、次のように改正</p> <p>第六十九条</p> <p>専利法執行担当部門は、すでに取得した証拠に基づき専利模倣の疑いのある行為を取り調べ、処分を行うにあたり、次の措置をとる権利がある。</p> <p>(一) 関連当事者を尋問し、違法被疑行為に関連する状</p>

<p>違法被疑行為に係る製品を検査し、証拠があり専利偽称が証明された製品に対しては、封鎖又は差押えをすることができる。</p> <p>専利業務管理部門が法に基づき前項に規定した職務を行使する場合、当事者はこれに協力し、連携しなければならない。これを拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>況を調査する。</p> <p>(二) 当事者が違法被疑行為に関わった場所において現場検証を行う。</p> <p>(三) 違法被疑行為に係る契約書、領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧し、複製する。</p> <p>(四) 違法被疑行為に係る製品を検査する。</p> <p>(五) 証拠があり専利偽称が証明された製品に対しては、封鎖又は差押えを行うことができる。</p> <p>専利業務管理部門は専利権者または利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理する際に、前項(一)、(二)、(四)に掲げる措置をとることができる。</p> <p>専利法執行担当部門、専利業務管理部門が法に基づき前二つの款に規定された職務を行使する場合、当事者はこれに協力し、連携しなければならない。これを拒絶、妨害してはならない。</p>
	<p>一条新設し、第七十条とする。</p> <p>第七十条</p> <p>国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて全国で重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができる。</p> <p>地方人民政府の専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理し、本行政管轄区で同一の専利権を侵害した案件に対し併合処理を行うことができ、異なる管轄区で同一の専利権を侵害した案件については、上級人民政府の専利業務管理部門に処理を請求することができる。</p>
<p>第六十五条</p> <p>専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被</p>	<p>第六十五条を第七十一条に変更し、次のように改正</p>

った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、**1万元以上100万元以下の賠償を認定することができる。**

第七十一条

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失**又は**権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。**故意の専利権侵害については、事情が重大な場合は、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を定めることができる。**

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、**3万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。**

賠償金額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

人民法院は賠償額を確定するために、権利者が尽力して立証したものの、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が権利侵害者によって掌握されている場合、権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供することを権利侵害者に命じることができる。権利侵害者が提供しなかったり、虚偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供された証拠を参考に賠償額を決定することができる。

第六十六条

専利権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、直ちに制止しなければ、その合法的な權益が補填不可能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止を命令するよう申請すること

第六十六条を第七十二条に変更し、次のように改正

第七十二条

専利権者又は利害関係者が、他人が専利権侵害、**権利の実現を妨害する行為**を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、直ちに制止しなけれ

<p>ができる。</p> <p>申請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は直ちにこれを執行する。当事者が裁定に対して不服がある場合は、復議を一度申請することができる。復議期間中は裁定の執行を停止しない。</p> <p>申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。</p> <p>申請に誤りがあった場合、申請者は、関連行為の停止によって被申請者が被った損失を賠償しなければならない。</p>	<p>ば、その合法的な権益が補填不可能な損失を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に法に基づき人民法院に財産保全や、一定の行為の実施、一定行為の禁止を命じる措置を講じるよう申請できる。</p>
<p>第六十七条</p> <p>専利権侵害行為を制止するために、証拠が失われる可能性又は以後取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係者は、提訴前に人民法院に対し証拠の保全を申請することができる。</p> <p>人民法院が保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命じることができる。申請者が担保を提供しない場合は、申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理した時から48時間以内に裁定を下し、保全措置を講じる裁定を下した場合は、直ちにこれを執行しなければならない。</p> <p>申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に提訴しない場合、人民法院はその執行を解除しなければならない。</p>	<p>第六十七条を第七十三条に変更し、次のように改正</p> <p>第七十三条</p> <p>専利権侵害行為を制止するために、証拠が失われる可能性又は以後取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係者は、提訴前に人民法院に対し法に基づき証拠の保全を申請することができる。</p>
<p>第六十八条</p>	<p>第六十八条を第七十四条に変更し、次のように改正</p>

<p>専利権侵害訴訟の時効は 2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を 知り得た日又は当然知り得た日 から起算する。</p> <p>発明専利出願の公開後、専利権付与までの間に当該発明を使用しながら適切な使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを求める訴訟の時効は 2年とし、専利権者が他人がその発明を使用していることを 知り得た日又は当然知り得た日 から起算する。ただし、専利権者が専利権が付与された日以前に すでに知り得た又は当然すでに知り得た 場合は、専利権が付与された日から起算する。</p>	<p>第七十四条</p> <p>専利権侵害訴訟の時効は 3年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為 ならびに権利侵害者を知った日又は当然知った日 から起算する。</p> <p>発明専利出願の公開後、専利権付与までの間に当該発明を使用しながら適切な使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを求める訴訟の時効は 3年とし、専利権者が他人がその発明を使用していることを 知った日又は当然知った日 から起算するが、専利権者が専利権が付与された日以前に すでに知っていた場合又は当然すでに知っていた 場合は、専利権が付与された日から起算する。</p>
	<p>一条新設し、第七十六条とする。</p> <p>第七十六条</p> <p>薬品販売審査・評価承認の過程において、薬品販売許可申請者と専利権関係者或いは利害関係者が、登録申請をした薬品に関連する専利権によって紛争を起こした場合、関連当事者は人民法院に起訴することができ、登録申請をした薬品関連の技術案が他人の薬品専利権の保護範囲に入るかどうかの判決を請求することができる。国務院薬品監督管理部門は規定された期間内に、人民法院の有効な裁判に基づいて関連薬品の販売許可を一時停止するかどうかの決定を下すことができる。</p> <p>薬品販売許可申請者と専利権関係者或いは利害関係者も登録申請をした薬品に関連する専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することができる。</p> <p>国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と合同で、薬品販売許可審査評価と薬品販売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な整合方法を制定し、国務院の同意を</p>

	得て実施する。
<p>第七十二条</p> <p>発明者又は設計者の非職務発明創造の専利出願をする権利及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所在事業体又は上級主管機関が行政処分を行う。</p>	<p>第七十二条を削除する。</p>
<p>第七十三条</p> <p>専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重大である場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第七十三条を第七十九条に変更し、「行政処分」を「処分」に改正</p> <p>第七十九条</p> <p>専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重大である場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を行う。</p>
<p>第七十四条</p> <p>専利管理業務に従事する国家機関従業者及びその他関連の国家機関従業者が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第七十四条を第八十条に変更し、「行政処分」を「処分」に改正</p> <p>第八十条</p> <p>専利管理事務に従事する国家機関従業者及びその他関連の国家機関従業者が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき処分を行う。</p>
<p>第七十六条</p> <p>本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>第八十一条</p> <p>本決定は 2021 年 6 月 1 日より施行する。</p>